

京都市告示第 190 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 21 年 11 月 20 日付けで認可した石倉町内会について、区域、主たる事務所の所在地及び代表者の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年 6 月 17 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 区域

変更前	変更後
京都市左京区岩倉長谷町 5 1 7 番地 2 2, 5 1 7 番地 2 4 ~ 3 3, 5 1 7 番地 4 2 ~ 5 2, 5 1 7 番地 1 3 9 ~ 1 4 1, 5 1 7 番地 1 4 3 ~ 1 4 5, 5 1 7 番地 1 4 7 ~ 1 4 8, 5 1 7 番地 1 5 3 ~ 1 5 5, 5 1 7 番地 1 5 9, 5 7 7 番地 4 ~ 1 2, 5 7 7 番地 1 5 ~ 1 7, 5 7 7 番地 1 9, 5 7 7 番地 2 1 ~ 2 3, 5 7 7 番地 2 5 ~ 2 8, 6 0 8 番地 1 ~ 1 1, 6 1 6 番地 1 ~ 3, 6 2 2 番地 1 ~ 2, 6 2 2 番地 4 ~ 9, 6 2 2 番地 1 2 ~ 1 4, 6 2 2 番地 1 7 ~ 2 0, 6 2 2 番地 2 2 ~ 2 3, 6 2 2 番地 2 6 ~ 2 7, 6 2 2 番地 2 9, 6 2 2 番地 3 2 ~ 3 3, 6 2 2 番地 3 6 ~ 3 7, 6 2 2 番地 3 9, 6 2 2 番地 4 8, 6 2 2 番地 5 0 ~ 5 1, 6 2 2 番地 5 3, 6 2 2 番地 5 6 ~ 5 7, 6 2 2 番地 6 0, 6 2 2 番地 6 3, 6 2 2 番地 6 6 ~ 6 7, 6 2 2 番地 7 0, 6 2 2 番地 7 4 ~ 7 5, 6 2 2 番地 7 7 ~ 8 0, 6 2 2 番地 8 3 ~ 8 4, 6 2 2 番地 8 7 ~ 8 8, 6 2 2 番地 9 1 ~ 9 6, 6 2 2 番地 9 9 ~ 1 0 0, 6 2 2 番地 1 0 2, 6 2 2 番地 1 0 5 ~ 1 0 6, 6 2 2 番地 1 0 9, 6 2 2 番地 1 1 1 ~ 1 1 3, 6 2 2 番地 1 1 5, 6 2 2 番地 1 1 8 ~ 1 1 9, 6 2 2 番地 1 2 2 ~ 1	京都市左京区岩倉長谷町 5 1 7 番地 2 2, 5 1 7 番地 2 4 ~ 3 3, 5 1 7 番地 4 2 ~ 5 2, 5 1 7 番地 1 3 9 ~ 1 4 1, 5 1 7 番地 1 4 3 ~ 1 4 5, 5 1 7 番地 1 4 7 ~ 1 4 8, 5 1 7 番地 1 5 3 ~ 1 5 5, 5 1 7 番地 1 5 9, 5 7 7 番地 4 ~ 1 2, 5 7 7 番地 1 5 ~ 1 7, 5 7 7 番地 1 9, 5 7 7 番地 2 1 ~ 2 3, 5 7 7 番地 2 5 ~ 2 8, 6 0 8 番地 1 ~ 1 1, 6 1 6 番地 1 ~ 3, 6 2 2 番地 1 ~ 2, 6 2 2 番地 4 ~ 9, 6 2 2 番地 1 2 ~ 1 4, 6 2 2 番地 1 7 ~ 2 0, 6 2 2 番地 2 2 ~ 2 3, 6 2 2 番地 2 6 ~ 2 7, 6 2 2 番地 2 9, 6 2 2 番地 3 2 ~ 3 3, 6 2 2 番地 3 6 ~ 3 7, 6 2 2 番地 3 9, 6 2 2 番地 4 8, 6 2 2 番地 5 0 ~ 5 1, 6 2 2 番地 5 3, 6 2 2 番地 5 6 ~ 5 7, 6 2 2 番地 6 0, 6 2 2 番地 6 3, 6 2 2 番地 6 6 ~ 6 7, 6 2 2 番地 7 0, 6 2 2 番地 7 4 ~ 7 5, 6 2 2 番地 7 7 ~ 8 0, 6 2 2 番地 8 3 ~ 8 4, 6 2 2 番地 8 7 ~ 8 8, 6 2 2 番地 9 1 ~ 9 6, 6 2 2 番地 9 9 ~ 1 0 0, 6 2 2 番地 1 0 2, 6 2 2 番地 1 0 5 ~ 1 0 6, 6 2 2 番地 1 0 9, 6 2 2 番地 1 1 1 ~ 1 1 3, 6 2 2 番地 1 1 5, 6 2 2 番地 1 1 8 ~ 1 1 9, 6 2 2 番地 1 2 2 ~ 1

<p>23, 622番地126, 622番地128～129, 622番地130～131, 622番地133～142, 622番地144, 622番地146, 622番地148～149, 625番地2, 625番地5～6, 625番地8, 627番地2, 627番地4～11及び京都市左京区岩倉忠在地町20番地2, 28番地1～13, 33番地1, 33番地5～8, 33番地10～14, 34番地3～6, 34番地9, 35番地1, 35番地4, 35番地6～8の区域</p>	<p>23, 622番地126, 622番地128～129, 622番地130～131, 622番地133～142, 622番地144, 622番地146, 622番地148～149, 622番地151, 625番地2, 625番地5～6, 625番地8, 627番地2, 627番地4～11及び京都市左京区岩倉忠在地町20番地2, 28番地1～13, 33番地1, 33番地5～8, 33番地10～14, 34番地3～6, 34番地9, 35番地1, 35番地4, 35番地6～8の区域</p>
--	--

2 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市左京区岩倉長谷町622番地95	京都市左京区岩倉忠在地町28番地9

3 代表者の氏名

変更前	変更後
渡邊 美穂	松本 篤

4 代表者の住所

変更前	変更後
京都市左京区岩倉長谷町622番地95	京都市左京区岩倉忠在地町28番地9

(文化市民局地域自治推進室)